

議案第四十六号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表七十一の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第四十六号）の施行による東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するため、本案を提出いたします。